社会福祉法人泉会

ハラスメント防止に関する基本方針

1. 目的

ハラスメントはいかなる場合であっても、決して行ってはなりません。
当法人は、利用者に安心・安全で質の高い福祉サービスを提供するとともに、すべての職員が互いの人格や尊厳を尊重し、安心して働くことのできる職場環境を実現するため、職場および支援現場におけるあらゆるハラスメントの防止に取り組みます。

2. ハラスメントの定義

本方針におけるハラスメントとは、相手の人格や尊厳を傷つけ、精神的または身体的な苦痛を与える不適切な言動をいい、以下のものを含みます。

- パワーハラスメント（職務上の地位や権限、関係性等を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えて行われる不適切な言動）
- セクシュアルハラスメント（性的な言動により、相手に不快感や不利益を与える行為）
- カスタマーハラスメント（利用者・家族等から職員に対して行われる、社会通念上許容される範囲を超えた不当な要求や著しい迷惑行為等）
- 妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント（妊娠・出産したことや、育児・介護休業等の利用に関する言動により、相手に不利益や不快感を与える行為）
- その他、相手の人格や尊厳を傷つける不適切な言動

3. ハラスメント防止のための取り組み

当法人は、ハラスメントを防止するため、以下の取り組みを行います。
（1）日常的なコミュニケーションを大切にし、互いの立場や人格を尊重します。
（2）管理職・リーダーは自らが模範となり、ハラスメントの防止および早期発見に積極的に取り組みます。
（3）研修やミーティング等を通じて、ハラスメントに関する正しい知識と防止意識を全職員に周知・浸透させます。
（4）職員が安心して相談できる相談窓口を設置し、ハラスメントに関する相談や申し出に対して、迅速かつ適切に対応します。

4. 相談・対応体制

ハラスメントに関する相談や申し出があった場合は、相談者のプライバシーおよび個人情報を適切に保護し、相談したことや事実確認に協力したことを理由として、不利益な取り扱いを行いません。
事実確認を行った上で、必要に応じて適切な是正措置を講じるとともに、再発防止に向けた取り組みを行います。
また、ハラスメントの被害を受けた職員等の心身のケアにも配慮します。

5. 方針の周知・見直し

本方針は、全職員に周知するとともに、職員がいつでも確認できるよう適切な方法で掲示・周知します。
また、社会情勢や制度の変更、事業所における取り組み状況等を踏まえ、必要に応じて本方針の見直し・改善を行います。